

令和 6 年 8 月

長崎県漁業調整規則

長 崎 県

長崎県漁業調整規則

令和 2 年 11 月 20 日 長崎県規則第 44 号

最終改正 令和 6 年 8 月 30 日 長崎県規則第 28 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 漁業の許可（第 4 条—第 31 条）

第 3 章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第 32 条—第 47 条）

第 4 章 漁業の取締り（第 48 条—第 51 条）

第 5 章 雑則（第 52 条—第 57 条）

第 6 章 罰則（第 58 条—第 61 条）

附則

（附）

申請手数料一覧表（令和 2 年 12 月 1 日施行）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）その他漁業に関する法令と相まって、長崎県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。

（申請、届出又は報告の経由機関）

第 2 条 漁業に関し知事に申請、届出又は報告をしようとする者は、その住所の所在する市町が県北振興局、五島振興局、壱岐振興局又は対馬振興局の管轄区域内にある場合は当該振興局長を経由して申請、届出又は報告をしなければならない。ただし、西海市に住所を有する者は、この限りでない。

2 県内に住所を有しない者は、第 8 条第 1 項の申請書を知事に提出しようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の意見書を添えなければならない。

（代表者の届出）

第 3 条 法第 5 条第 1 項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書

を提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

第2章 漁業の許可

（知事による漁業の許可）

第4条 法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第3号、第4号、第17号、第19号から第21号まで、第24号及び第29号に掲げる漁業にあっては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。

- (1) もじゃこ漁業 海面においてもじゃこ（全長15センチメートル以下のぶりをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業（中型まき網漁業を除く。）
- (2) うなぎ稚魚漁業 うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）をとることを目的とする漁業
- (3) あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- (4) なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第16号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- (5) さんご漁業 海面においてさんごをとることを目的とする漁業
- (6) 小型まき網漁業 海面において総トン数5トン未満の船舶を使用して小型まき網により行う漁業（第1号に掲げるもじゃこ漁業及び第15号に掲げるしいらづけ漁業を除く。）
- (7) ごち網漁業 海面においてごち網により行う漁業（第22号に掲げる沖合ごち網漁業を除く。）
- (8) 機船船びき網漁業 海面において機船船びき網により行う漁業（第1号に掲げるもじゃこ漁業を除く。）
- (9) 小型いかつり漁業 海面において総トン数5トン以上30トン未満の動力船を使用して、つりによりいかをとることを目的とする漁業
- (10) 敷網漁業 海面において敷網（集魚灯を利用するものに限る。）により行う漁業

- (11) すくい網漁業 海面においてすくい網（集魚灯を利用するものに限る。）により行う漁業
- (12) 流し網漁業 海面において流し網により行う漁業（第 14 号に掲げるげんじき網漁業を除く。）
- (13) さし網漁業 海面においてさし網により行う漁業（前号に掲げる流し網漁業、第 19 号に掲げる固定式さし網漁業及び第 23 号に掲げる沖合固定式さし網漁業を除く。）
- (14) げんじき網漁業 海面においてげんじき網により行う漁業
- (15) しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業（中型まき網漁業を除く。）
- (16) 潜水器漁業 海面において潜水器（簡易潜水器を含む。）により行う漁業（第 5 号に掲げるさんご漁業を除く。）
- (17) たこつぼ漁業 海面においてたこつぼにより行う漁業
- (18) 追込網漁業 海面において追込網により行う漁業
- (19) 固定式さし網漁業 海面において固定式さし網により行う漁業（第 23 号に掲げる沖合固定式さし網漁業を除く。）
- (20) 待網漁業 海面において待網により行う漁業
- (21) かご漁業 海面においてかごにより行う漁業
- (22) 沖合ごち網漁業 別表の右欄に掲げる海域において左欄に掲げるごち網により行う漁業
- (23) 沖合固定式さし網漁業 別表の右欄に掲げる海域において左欄に掲げる固定式さし網により行う漁業
- (24) 小型定置漁業 海面において小型定置により行う漁業
- (25) 地びき網漁業 海面において地びき網により行う漁業
- (26) 船びき網漁業 海面において船びき網により行う漁業（第 8 号に掲げる機船船びき網漁業を除く。）
- (27) 地こぎ網漁業 海面において地こぎ網により行う漁業
- (28) かづら網漁業 海面においてかづら網により行う漁業
- (29) 飼付漁業 海面において飼付により行う漁業

2 前項の許可は、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業又は前項第 1 号若しくは第 5 号から第 23 号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可を受けた者の責務)

第5条 知事許可漁業について許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。

(起業の認可)

第6条 許可を受けようとする者であって現に船舶等を使用する権利を有しないものは、船舶等の建造又は製造に着手する前又は船舶等を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶等を使用する権利を取得する前に、船舶等ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

第7条 前条の認可（以下「起業の認可」という。）を受けた者がその起業の認可に基づいて許可を申請した場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可をしなければならない。

2 起業の認可を受けた者が、認可を受けた日から知事の指定した期間内に許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日に、その効力を失う。

(許可又は起業の認可の申請)

第8条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業又は第4条第1項第1号若しくは第5号から第23号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 知事許可漁業の種類

(3) 操業区域、漁業時期、漁獲物の種類及び漁業根拠地

(4) 漁具の種類、数及び規模

(5) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

(6) その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可又は起業の認可をしない場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、許可又は起業の認可をしてはならない。

- (1) 申請者が次条第 1 項に規定する適格性を有する者でない場合
- (2) その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

2 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をしないときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第 10 条 許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- (2) 暴力団員等であること。
- (3) 法人であって、その役員又は漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）で定める使用人のうちに前 2 号のいずれかに該当する者があるものであること。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。
- (5) 許可を受けようとする船舶等が知事の定める基準を満たさないこと。

2 知事は、前項第 5 号の基準を定め、又は変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

(新規の許可又は起業の認可)

第 11 条 知事は、許可（第 7 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）又は起業の認可（第 14 条第 1 項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、次に掲げる事項に関する制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならない。

- (1) 漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数
- (3) 推進機関の馬力数

- (4) 操業区域
- (5) 漁業時期
- (6) 漁業を営む者の資格

- 2 前項の申請すべき期間は、1月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに知事が定める期間とする。ただし、1月以上の申請期間を定めて前項の規定による公示をすれば当該漁業の操業の時機を失し、当該漁業を営む者の経営に著しい支障を及ぼすと認められる事情があるときは、この限りでない。
- 3 知事は、第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項の申請すべき期間内に許可又は起業の認可を申請した者に対しては、知事は、第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。
- 5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 許可又は起業の認可の申請をした者が当該申請をした後に死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継する。
- 9 前項の規定により許可又は起業の認可の申請をした者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならな

い。

（公示における留意事項）

第 12 条 知事は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる知事許可漁業について、前条第 1 項の規定による公示をするに当たっては、当該知事許可漁業において採捕すると見込まれる水産資源の総量のうちに漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が知事が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶等の数及び船舶の総トン数その他の船舶等の規模に関する制限措置を定めないものとする。

（許可等の条件）

第 13 条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可をするに当たり、許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、許可又は起業の認可後、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可に条件を付けることができる。

3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第 2 項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（継続の許可又は起業の認可等）

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除き、許可又は起業の認可をしなければならない。

(1) 許可（知事が指定する漁業に係るものに限る。第 4 号において同じ。）を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、その許可を受けた船舶と同一の船舶について許可を申請したとき。

(2) 許可を受けた者が、その許可の有効期間中に、その許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止し、他の船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

(3) 許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から 6 月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について許可又は起

業の認可を申請したとき。

- (4) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者が、当該船舶について許可又は起業の認可を申請したとき。

- 2 前項第 1 号の申請は、従前の許可の有効期間の満了日の 3 月前から 1 月前までの間にしなければならない。ただし、当該知事許可漁業の状況を勘案し、これによることが適当でないと認められるときは、知事が定めて公示する期間内に申請をしなければならない。

(許可の有効期間)

第 15 条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第 1 項（第 1 号を除く。）の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める漁業並びに第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 15 号まで、第 17 号から第 21 号まで及び第 24 号から第 29 号までに掲げる漁業 5 年
- (2) 第 4 条第 1 項第 22 号及び第 23 号に掲げる漁業 3 年
- (3) 第 4 条第 1 項第 2 号及び第 16 号に掲げる漁業 1 年

- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(変更の許可)

第 16 条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第 11 条第 1 項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 漁業種類
- (3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号
- (4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日

(5) 変更の内容

(6) 変更の理由

3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(相続又は法人の合併若しくは分割)

第 17 条 許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が 2 人以上ある場合においてその協議により知事許可漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、その事実を証する書面を添え、承継の日から 2 月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(許可等の失効)

第 18 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可又は起業の認可は、その効力を失う。

(1) 許可を受けた船舶を当該知事許可漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

2 許可又は起業の認可を受けた者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、その日から 2 月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定によるほか、許可を受けた者が当該許可に係る知事許可漁業を廃止したときは、当該許可は、その効力を失う。この場合において、許可を受けた者は、当該許可に係る知事許可漁業を廃止した日から 2 月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(休業等の届出)

第 19 条 許可を受けた者は、1 漁業時期以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(休業による許可の取消し)

第 20 条 知事は、許可を受けた者がその許可を受けた日から 6 月間又は引き続き 1 年間休業したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

2 許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第 23 条第 1 項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第 119 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく命令、法第 120 条第 1 項の規定による指示、同条第 11 項の規定による命令、法第 121 条第 1 項の規定による指示又は同条第 4 項において読み替えて準用する法第 120 条第 11 項の規定による命令により知事許可漁業を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第 1 項の規定による許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第 21 条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
沖合ごち網漁業及び沖合固定式さし網漁業	翌月の 10 日まで
もじゃこ漁業	漁業時期の終了後 10 日以内
上記以外の知事許可漁業	漁業時期の終了後 30 日以内

2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 許可番号
- (3) 報告の対象となる期間
- (4) 漁獲量その他の漁業生産の実績
- (5) 漁業の方法、操業日数、操業区域その他の操業の状況
- (6) 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況
- (7) その他必要な事項

(適格性の喪失等による許可等の取消し等)

第 22 条 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が第 9 条第 1 項第 2 号又は第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を取り消さなければならない。

2 知事は、許可又は起業の認可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（公益上の必要による許可等の取消し等）

第 23 条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いて、許可又は起業の認可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（許可証の交付）

第 24 条 知事は、許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

（1）許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

（2）漁業種類

（3）操業区域及び漁業時期

（4）使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数

（5）許可の有効期間

（6）条件

（7）その他参考となるべき事項

（許可証の備付け等の義務）

第 25 条 許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者をいう。以下同じ。）に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁業を操業するときは、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを、当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは操業責任者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを知事に返納しなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第 26 条 許可を受けた者は、許可証又は前条第 2 項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（許可証の書換え交付の申請）

第 27 条 許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたとき（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき）は、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 漁業種類

(3) 許可を受けた年月日及び許可番号

(4) 書換えの内容

(5) 書換えを必要とする理由

（許可証の再交付の申請）

第 28 条 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

（許可証の書換え交付及び再交付）

第 29 条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

(1) 第 13 条第 2 項の規定により許可に条件を付け、又は同条第 1 項若しくは第 2 項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。

(2) 第 16 条第 1 項の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除

く。)をしたとき。

(3) 第 17 条第 2 項の規定による届出があったとき。

(4) 第 22 条第 2 項又は第 23 条第 1 項の規定により、許可を変更したとき。

(5) 第 27 条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。

(許可証の返納)

第 30 条 許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人の代表者が前 2 項の手続をしなければならない。

(許可番号を表示しない船舶の使用禁止)

第 31 条 小型機船底びき網漁業、ごち網漁業又は沖合ごち網漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る船舶の外部の両舷側の中央部に別記様式第 1 号による許可番号を表示しなければ、当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業、ごち網漁業又は沖合ごち網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

第 3 章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置

(漁業の禁止)

第 32 条 何人も、次に掲げる漁業の方法により営む漁業を営んではならない。

(1) 空つりこぎ

(2) 空つりなわ

(3) 羽瀬

(4) 沖縄式追込網（別名廻し高網）

(禁止期間等)

第 33 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、採捕してはならない。ただし、第一種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に

基づいて種苗としてなまこを採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	禁止期間
あわび（殻長 10 センチメートルを超えるものに限る。）	11 月 1 日から 12 月 20 日まで
たいらぎ（殻の最長径 15 センチメートルを超えるものに限る。）	6 月 1 日から 9 月 30 日まで
いせえび（体長 15 センチメートルを超えるものに限る。）	5 月 21 日から 8 月 20 日まで
なまこ	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
あゆ	1 月 1 日から 5 月 31 日まで
べにずわいがに	7 月 1 日から 8 月 31 日まで

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

第 34 条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁業は、同表の中欄に掲げる期間中は、同表右欄に掲げる区域において操業してはならない。

漁業種類	禁止期間	禁止区域
手繰第 2 種えびこぎ網漁業	3 月 1 日から 4 月 30 日まで及び 8 月 16 日から 10 月 31 日まで	有明海（次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。以下同じ。） 1 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から熊本県天草市五和町天神山に至る直線 2 熊本県天草市染岳から同市高松山三角点（124.65 メートル）に至る直線 3 熊本県天草市有明町恵比須鼻から上天草市大矢野岳に至る直線

		4 熊本県上天草市三角灯台から宇城市中神島を経て同市三角岳に至る直線
--	--	------------------------------------

(全長等の制限)

第 35 条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物であって、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第 4 条第 1 項第 1 号に掲げるもじゃこ漁業若しくは同項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗としてあさりを採捕する場合は、この限りでない。

水産動物	大きさ
あわび	殻長 10 センチメートル以下
さざえ	殻蓋長径 2.5 センチメートル以下
たいらぎ	殻の最長径 15 センチメートル以下
あさり	殻長 2 センチメートル以下
はまぐり	殻長 3 センチメートル以下
もがい	殻長 3 センチメートル以下
いせえび	体長 15 センチメートル以下
まだこ	体重 100 グラム以下
うなぎ	全長 21 センチメートル以下
ぶり	全長 15 センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第 36 条 何人も、水中に電流を通じてする漁法により水産動物を採捕してはならない。

第 37 条 小型機船底びき網漁業に使用する漁具は、次の表に掲げる範囲内でなければならない。

漁業種類	ビームの幅	同時に使用する漁具の数	袋網の目合
------	-------	-------------	-------

手繰第2種えびこ ぎ網漁業			15センチメートルに つき16節以下
手繰第2種自家用 餌料びき網漁業	4.6メートル以下	1 統	

(禁止漁具の積載禁止)

第38条 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第75条第2項に規定する網口開口板は、小型機船底びき網漁業に使用する目的をもって船舶に積み込んでではない。

(禁止区域等)

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ同表右欄に掲げる区域内においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業のうち自家用餌料びき網漁業、貝こぎ網漁業及びなまここぎ網漁業については、この限りでない。

対象となる漁業	禁止区域
中型まき網漁業（網船が総トン数15トン以上の動力船であるものに限る。）	1 伊万里湾（松浦市津崎鼻から同市青島北端、同市黒島北端及び同市鷹島町阿翁鼻を経て佐賀県唐津市大崎に至る線内の海面をいう。） 2 有川湾（南松浦郡新上五島町頭島東北端から同町前島を経て同町津和崎に至る線内の海面をいう。） 3 橘湾（南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）と長崎市樺島南端とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。）のうち南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）と長崎市岳尾鼻とを結ぶ線以北の海面 4 有明海 5 大村湾（西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面をいう。以下同じ。）
小型機船底びき網漁業のうち手繰第2種漁業	1 大村湾で次のアとイ及びウとエの各点をそれぞれ結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 西海市魚釣崎東端

	イ 佐世保市針尾東町明星鼻南端 ウ 佐世保市指方町赤子波止付根 エ 佐世保市長畑町萱原大村波止付根 2 橘湾で次のアからエまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面以外の海面 ア 長崎市木場崎突端 イ 長崎市木場崎突端から熊本県天草市魚貫崎突端に至る線と南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市樺島南端に至る線との交点 ウ 南島原市口之津町瀬詰崎（早崎鼻）から長崎市樺島南端に至る線と諫早市蓮華石山頂上から熊本県天草郡苓北町牡蛎瀬崎突端に至る線との交点 エ 南島原市加津佐町権田鼻 3 有明海で次のアからカまでの各点を順次結んだ直線と陸岸とによって囲まれた海面とア、イを結んだ直線及びその延長線以北の海面並びにカ、オを結んだ直線及びその延長線以南の海面 ア 島原市有明町管鼻突端 イ アから熊本県金峰山頂上に至る線上アから 3,000 メートルの点 ウ 島原市島原灯台から 90 度 3,000 メートルの点 エ 島原市安中辛木崎から 90 度 3,000 メートルの点 オ 南島原市布津町大崎鼻から東経 130 度 28 分 22 秒、北緯 32 度 41 分 42 秒（網田の瀬）に至る線上同鼻から 3,000 メートルの点 カ 南島原市布津町大崎鼻突端
いかつり漁業（総トン数 20 トン以上の動力船であるものに限る。）	長崎県の最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面

(河口付近における採捕の制限)

第 40 条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、同表右欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川名	禁止区域	禁止期間
郡川河口	郡橋の上流端から下流全域	10 月 1 日から 10 月 31 日まで
佐々川河口	佐々橋の下流端から古川橋の上流端まで	9 月 1 日から 10 月 31 日まで

(集魚灯の消費電力の制限)

第 41 条 つり漁業（いかつり漁業（海面において総トン数 30 トン未満の動力船を使用して、つりによりいかをとることを目的とする漁業。以下同じ。）を除く。）に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては、1 漁船につき、それぞれ同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
対馬市の最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面	10 キロワット
対馬市を除く長崎県の最大高潮時海岸線から 8 海里以内の海面	6 キロワット

2 いかつり漁業に使用できる集魚灯の消費電力の最高限度は、次の表の左欄に掲げる区域においては、1 漁船につき、同表右欄のとおりとする。

区域	消費電力の最高限度
長崎県の最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面	60 キロワット

(火船の数の制限)

第 42 条 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び敷網漁業につき火船を使用できる数は、1 統につき、3 隻以下でなければならない。

(溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第 43 条 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の 5 分の 1 以上の魚道を開通しなければならない。

(移植の禁止)

第 44 条 次に掲げる水産動物は、移植してはならない。

(1) カムルチー（通称らいぎょ）

(2) ざりがに

（遊漁者等の漁具漁法の制限）

第 45 条 何人も、海面において次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

(1) 徒手採捕

(2) 竿つり

(3) 手つり

(4) たも網

(5) 投網

(6) ひき縄つり

(7) やす（ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く。）、は具

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 漁業者が漁業を営む場合

(2) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

(3) 試験研究のために水産動植物を採捕する場合

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第 46 条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の適用を受ける者については、適用しない。

（試験研究等の適用除外）

第 47 条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し

なければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第 25 条の規定は、第 1 項又は第 6 項の規定により許可を受けた者について準用する。

第 4 章 漁業の取締り

(停泊命令等)

第 48 条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第 27 条及び法第 34 条に規定する場合を除く。）は、法第 131 条第 1 項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による処分（法第 25 条第 1 項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第 13 条第 1 項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第 1 項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(船長等の乗組み禁止命令)

第 49 条 知事は、第 4 条第 1 項の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるときは、当該行為をした者が使用する船舶の操業責任者に対し、当該違反に係る漁業に使用する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

(衛星船位測定送信機等の備付け命令)

第 50 条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、第 4 条第 1 項の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であって、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。

(1) 当該許可を受けた船舶の位置を自動的に測定及び記録できるものであること。

(2) 次に掲げる情報を自動的に送信できるものであること。

ア 当該船舶を特定することができる情報

イ 当該船舶の位置を示す情報並びに当該位置における日付及び時刻

(3) 前号に掲げる情報の改変を防止するための措置が講じられているものであること。

(停船命令)

第 51 条 漁業監督吏員は、法第 128 条第 3 項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、操船又は漁ろうを指揮監督する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、法第 128 条第 3 項の規定による検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号その他の適切な手段により行うものとする。

(1) 別記様式第 2 号による信号旗 L を掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号により L の信号（短音 1 回、長音 1 回、短音 2 回）を約 7 秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器により L の信号（短光 1 回、長光 1 回、短光 2 回）を約 7 秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約 3 秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約 1 秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

第 5 章 雑則

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第 52 条 法第 122 条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書換え又は再設置等)

第 53 条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第 54 条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中、昼間にあつては別記様式第 3 号による漁具の標識を当該漁具の見やすい場所に水面上 1.5 メートル以上の高さに設置し、夜間にあつては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは、公示する。

(流し網漁業等の漁具の標識)

第 55 条 次に掲げる漁業に従事する操業責任者は、その操業中、漁具の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さの漁具標識をつけなければならない。この場合、夜間においては電灯その他の照明を掲げなければならない。

- (1) 流し網漁業
- (2) げんじき網漁業
- (3) たこつぼ漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

第 56 条 内水面漁場管理委員会は、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。

2 この規則の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

(添付書類の省略)

第 57 条 この規則の規定により同時に 2 以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

第 6 章 罰則

第 58 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役若しくは 10 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- (1) 第 33 条から第 44 条まで又は第 46 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 23 条第 1 項、第 46 条第 2 項又は第 49 条第 1 項の規定に基づく命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第 59 条 第 25 条第 1 項（第 47 条第 8 項において準用する場合を含む。）、第 31 条又は第 45 条第 1 項の規定に違反した者は、科料に処する。

第 60 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第 58 条第 1 項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第 61 条 第 17 条第 2 項、第 19 条第 2 項、第 25 条第 3 項（第 47 条第 8 項において準用する場合を含む。）の規定、第 26 条から第 28 条まで、第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定又は第 47 条第 5 項の規定に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号。以下「改正法」という。）の施行の日（令和 2 年 12 月 1 日）から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の長崎県漁業調整規則（昭和 39 年長崎県規則第 89 号）第 44 条の規定は、改正法附則第 8 条第 1 項の規定により受けたものとみなされる中型まき網漁業又は小型まき網漁業の許可の有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 改正法附則第 29 条の規定により第 47 条第 1 項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の長崎県漁業調整規則第 49 条第 1 項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、改正前の長崎県漁業調整規則第 49 条第 6 項の規定は、なおその効力を有する。

（罰則の経過措置）

- 4 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 8 月 30 日規則第 28 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の長崎県漁業調整規則第 45 条第 1 項第 7 号の規定は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（罰則の経過措置）

2 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

漁具	海域
ごち網及び固定式さし網	北緯 33 度 30 分 12 秒以北の東経 128 度 29 分 52 秒の線及び北緯 33 度 30 分 12 秒、東経 128 度 29 分 52 秒の点と北緯 32 度 30 分 12 秒、東経 127 度 59 分 52 秒の点とを結んだ直線並びに北緯 32 度 30 分 12 秒以南の東経 127 度 59 分 52 秒の線以西の海域

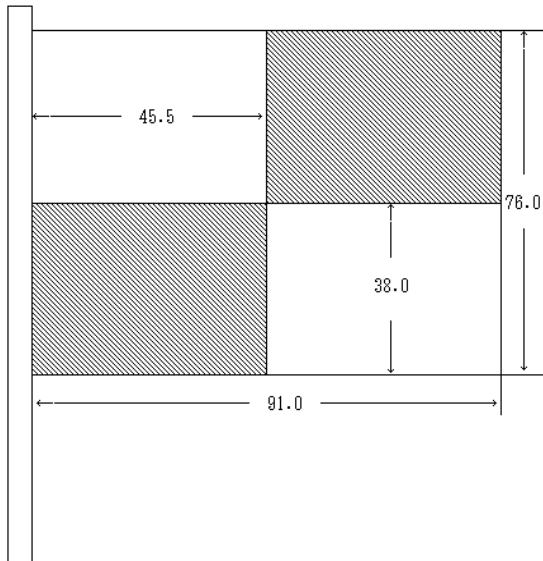
様式第 1 号（第 31 条関係）

漁業	様式
小型機船底びき網漁業のうち自家用餌料びき網漁業	ナカ自 47
小型機船底びき網漁業のうち手繰第 3 種漁業（第 1 種共同漁業の内容となり得る水産動物の採捕を目的とするものに限る。）	ナカ手 47
小型機船底びき網漁業のうち打瀬漁業	ナカ打 47
上記以外の小型機船底びき網漁業	ナカ 47
ごち網漁業	ゴチ 47
沖合ごち網漁業	沖ごち 47

備 考

本県記号の次は許可番号であって、各文字及び数字の大きさは 10 センチメートル以上、太さは 3 センチメートル以上、間隔は 3 センチメートル以上とする。ただし、沖合ごち網漁業にあっては各文字及び数字の大きさは 15 センチメートル以上、太さは 3 センチメートル以上、間隔は 5 センチメートル以上とする。

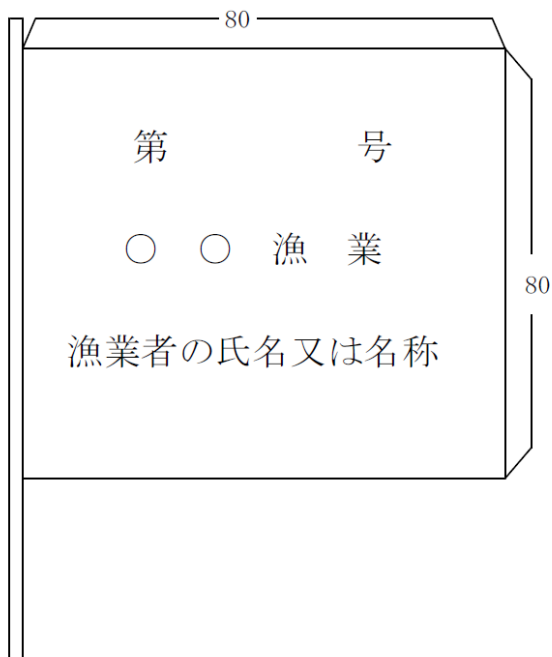
様式第 2 号（第 51 条関係）



備 考

- 1 斜線の部分は黒であり、その他の部分は黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関が採択した国際信号書に掲載の「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

様式第 3 号（第 54 条関係）



備 考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。

(参考)

申請手数料一覧表

(令和2年12月1日施行)

手数料の名称	単位	金額(円)
漁業権免許申請手数料	1 件	3, 9 0 0
漁業権共有認可申請手数料	〃	3, 9 0 0
漁業権分割変更免許申請手数料	〃	2, 7 0 0
定置漁業権又は区画漁業権を目的とする 抵当権設定認可申請手数料	〃	1, 3 0 0
漁業権移転認可申請手数料	〃	1, 3 0 0
休業中の漁業許可申請手数料	〃	2, 7 0 0
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る 漁業許可申請手数料	〃	3, 1 0 0
5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る 漁業許可変更許可申請手数料	〃	2, 6 0 0
免許漁業原簿の謄本又は抄本の交付手数料	用紙1枚	5 4 0
漁場図の謄本又は抄本の手数料	〃	5 4 0
免許漁業原簿閲覧手数料	1 件	2 9 0